



福岡県医第 786 号 (地)

平成 24 年 6 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻 一 良

(公 印 省 略)

海外からの産業技術研修生の診療費の取扱いについて (協力要請)

今般、海外技術者研修協会 (AOTS) と海外貿易開発協会 (JODC) が 2012 年 3 月 31 日に合併し、財団法人海外産業人材育成協会 (HIDA) に法人名称が変更した旨、日本医師会を通じて別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡いたします。

従来、産業技術研修生の疾病及び怪我等に係わる診療については、健康保険法の規定に準じた費用を算定し、診療費は本人負担分を含め全額を海外技術者研修協会に請求する方法で行われておりましたが、合併後も引き続き上記の取扱いにてお願いしたいとのことです。

つきましては、HIDA 事業による産業技術研修生が「医療カード (HIDA 研修生の診療に関する証明書)」を提示の上、医療機関を受診した場合は、研修生が提出した「研修生個人別診療費請求書」に、保険診療に準じた診療報酬明細書を添付して HIDA (AOTS 事業部) に請求されますよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎

会長 蒲池 壽

日医発第252号（保54）

平成24年6月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

海外からの産業技術研修生の診療費の取扱い（協力要請）

財団法人海外技術者研修協会は経済産業省から国庫補助金の交付を受け、開発途上国への技術協力の一環として、日本の企業・団体の協力を得て研修生の受入れ事業を行っており、昨年度はアジアを中心に45か国から4,078名が来日し、受入先企業等で研修を実施したとのことです。

これら産業技術研修生の疾病・けが等に係る診療につきましては、これまで都道府県医師会のご協力の下、医療機関では健康保険に準じた費用を算定し、診療費は本人負担分を含め全額を海外技術者研修協会宛に請求する方法で行われてきたところです。

今般、海外技術者研修協会が海外貿易開発協会と合併し、財団法人海外産業人材育成協会（HIDA）となった旨の連絡がありました。

合併後も各々の事業を継続し、産業技術研修生の疾病・けが等に係る診療費についても引き続き従来どおりの取扱いとするので、協力してほしいとの要請がありましたので、改めてお知らせ申し上げます。

HIDA事業による産業技術研修生が疾病治療のため「医療カード（HIDA研修生の診療に関する証明書）」を提示の上、医療機関を受診した場合（通常受入企業の担当者が同行する）、研修生が提出した「研修生個人別診療費請求書」に保険診療に準じた診療報酬明細書を添付して、本人一部負担分も含め全額をHIDAのAOTS事業部に請求すると、翌月末にHIDAが契約する損害保険会社から医療機関が指定した口座に振り込まれるという従前どおりの流れとなっております。

つきましては、都道府県医師会におかれましても、引き続きのご協力いただけますよう、ご対応よろしくお願い申し上げます。

(添付文書)

1. 海外からの産業技術研修生に係わる診療費の取扱いについて (お願い)
(日本医師会長宛文書)

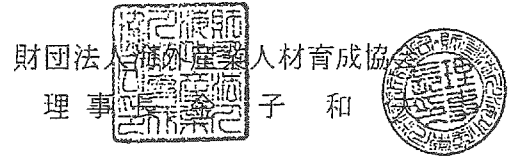
《別紙》

- (1) 研修生個人別診療費請求書
- (2) 医療機関宛お願い文書「H I D A (A O T S) 研修生受診に際してのお願い」
- (3) H I D A研修生の診療に関する証明書 (サンプル)

HIDA 12-05-51

2012年5月10日

社団法人 日本医師会
会 長 横 倉 義 武 殿



海外からの産業技術研修生に係わる診療費の取扱いについて（お願い）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当協会事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2012年3月30日に海外技術者研修協会(AOTS)は海外貿易開発協会(JODC)と合併し、財団法人海外産業人材育成協会（略称 HIDA[ハイダ]）となりました。

これまで、AOTS が行って参りました「海外からの産業技術研修生の受入および研修」に関する事業を「AOTS 事業部」が、JODC が行って参りました「日本からの専門家派遣」に関する事業を「JODC 事業部」が、それぞれの事業を継続し、今後とも、経済産業省所管の下で、国際経済協力を推進して相互の経済発展及び友好関係の増進に努めて参ります。これまで同様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これまでも海外からの産業技術研修生の疾病及び怪我等に係わる診療につきましては、貴会をはじめとして、厚生労働省、日本歯科医師会及び日本薬剤師会のご理解とご協力を賜り、健康保険法の規定に準じた費用の算定をしていただき、診療費は本人負担分も含めて全額をAOTS宛てにご請求いただいております。

つきましては、合併に伴う法人名称の変更に際しまして、今後も従来同様に、診療費の請求について、下記の要領にて引き続きご協力賜りたく、改めてお願い申し上げます。

また、各都道府県医師会及び貴会会員の皆様にもご周知下さいますよう、何卒ご高配賜りたくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 対象者

当協会（HIDA）事業による産業技術研修生であり、当協会発行の「HIDA 研修生の診療に関する証明書」を窓口にて提示し、かつ当協会所定の「研修生個人別診療費請求書」を提出する者。

2. 診療費の算定

健康保険法の規定に準じお取扱い下さい。

3. 請求方法

研修生から提出された「研修生個人別診療費請求書」に、医療機関名、請求金額、振込先銀行名等必要事項をご記入、ご捺印の上、診療報酬明細書を添えて、本人負担分も含めて全額を、当協会 AOTS 事業部の下記担当部署へご請求下さい。

4. 支払い方法

「研修生個人別診療費請求書」受領後の翌月末に、海外旅行保険契約を締結している損害保険会社または当協会より、指定された口座にお振り込み致します。

5. 本件担当部署

財団法人海外産業人材育成協会 (HIDA)

AOTS 事業部 業務部 受入経理グループ

住所 〒120-8534

東京都足立区千住東 1 丁目 30-1

電話: 03-3888-8220 FAX: 03-3888-8242

6. 別添

- ・ 研修生個人別診療費請求書
- ・ HIDA(AOTS)研修生受診に際してのお願いー医療機関宛お願い文書
- ・ HIDA 研修生の診療に関する証明書 (サンプル)

以上

研修生個人別診療費請求書

(レセプト=診療報酬明細書をご添付下さい)

20 年 月 日

財団法人海外産業人材育成協会 殿

* 財団法人海外技術者研修協会(AOTS)は、財団法人海外貿易開発協会(JODC)と平成24年3月30日に合併し、財団法人海外産業人材育成協会(HIDA[ハイド])となりました。

診療費請求者

請求者名

〒 住所
TEL

印

医療機関の説明

- ①「HIDA研修生の診療に関する証明書」(以下「医療カード」という。)の提示を研修生に求め、本人確認をお願いします。
- ②医療カードの有効期間は医療カード記載の研修期間です。
- ③HIDAの研修生の傷病にかかわる医療費は、本人負担も含めて診療費の全額を当協会が負担しますので、健康保険法(社保単独・本人用)の取扱いに準じてご診療下さるようお願いします。
- ④本請求書(「研修生個人別診療費請求書」)用紙に必要事項をご記入、ご捺印の上、診療報酬明細書を添えて当協会宛にご請求下さい。
- ⑤ご請求費用は、海外旅行保険特約契約を締結している損害保険会社(歯科診療は当協会)から、ご指定の口座に翌月末に振込みます。
- ⑥歯科診療の場合、応急処置のための鎮痛、抜歯、充填、歯冠修理等の診療費に限り負担します。但し、国の単年度会計の制約上、請求書は診療・調剤された年度の翌年度4月5日までに必ず届くようお送り下さい。
- ⑦本件については厚生労働省、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会のご承諾を戴いております。

貴協会研修生の傷病にかかわる(診療費、調剤費、立替金)として 円 を請求致します。
下記の口座宛にお振込み下さい。

銀行・信用金庫		支店	金融機関コード:	店番:
1. 普通	2. 当座	口座名義 (フリガナ)		
口座番号				

研修生記入欄

This section should be filled by a trainee himself/herself.

Trainee No. (研修生番号)	Country (居住国・地域)		
Name in full (研修生氏名)	Date of birth (生年月日)	male(男) female(女)	
Host Company (受入企業名)	The term of validity (有効期間) From To		

傷病の内容	1. 傷病名	①風邪 ②胃腸炎 ③湿疹(皮膚炎) ④ねんざ ⑤その他()		
	2. 受傷・発病の日時	月	日	時頃
	3. 場所			
	4. 主な諸症状	①熱がある ②下痢をする ③かゆみがある (発疹部分:) ④体に痛みがある (頭・耳・目・胸・胃・腹部・関節・腰・その他) ⑤その他 ()		
現認者	受入企業名:			
	所属部署名: 氏 名:			

請求先および問合せ先: 財団法人 海外産業人材育成協会(HIDA) AOTS事業部 業務部 受入経理グループ
〒120-8534 東京都足立区千住東1-30-1 TEL:03-3888-8220 FAX:03-3888-8242
(参考)URL: <http://www.hidajapan.or.jp/jp/use/kokunai/iryou/iryou.html>

医療機関各位

HIDA(AOTS)研修生受診に際してのお願い

*財団法人海外技術者研修協会（AOTS）は財団法人海外貿易開発協会（JODC）と平成24年3月30日に合併し、財団法人海外産業人材育成協会（略称 HIDA[ハイダ]）となりました。

HIDA の研修生が受診を希望しています。受付および医療費のお支払につきまして次の要領
でお取扱いいただけますと幸いです。何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

受付に際して

HIDA研修生の診療に関する証明書		取得番号: 99999999
氏 名 XXXXXXXXXXXXXXXX		
資本金 財団法人 海外産業人材育成協会		
有効期限 XXXX年XX月XX日 - XXXX年XX月XX日		
印/地番 XXXXXXXXXX		
生年月日 XXXX.XX.XX	性別 XXXX	
発行年月日 XXXX年XX月XX日		
(財) 海外産業人材育成協会 (HIDA)		

「HIDA 研修生の診療に関する証明書」(医療カード)の
提示を求めてください。

医療カードの有効期間は、研修期間です。受診日が有効期間内かご確認後、医療カードは研修生にご返却ください。

研修生から「研修生個人別診療費請求書」が提出されます。研修生記入欄及び受入企業記入欄に、研修生氏名、症状、同行者氏名等必要事項が記入されているかご確認ください。

＜医療費ご請求方法＞

同請求書の診療費請求者欄及び振込先欄にご記入・
ご捺印の上、保険診療に準じたレセプトを添付して、
HIDAへご送付ください。

歯科診療の場合、請求書は診療・調剤された年度の翌年度4月5日までに必ず届くようお送りください。

医療費のお支払

「研修生個人別診療費請求書」ご送付
翌月末に、ご指定の銀行口座へお振込
いたします。

HIDA の研修生には海外旅行保険を付保しています。医療費はご請求に基づき、HIDA が契約する損害保険会社（歯科診療費は HIDA）からお支払いいたします。

なお、本制度につきましては厚生労働省、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会に協力依頼をしております。

HIDA 研修生とは

財団法人海外産業人材育成協会（略称 HIDA）が経済産業省より国庫補助金の交付を受け、開発途上国への技術協力の一環として行う研修事業のもと、日本の企業／団体の協力を得て受け入れている研修生です。

お問い合わせ先

財団法人海外産業人材育成協会（HIDA）
AOTS 事業部 業務部 受入経理グループ
電話：03-3888-8220 FAX：03-3888-8242
住所：〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1
HIDA 研修生医療制度のご説明：
<http://www.hidajapan.or.jp/jp/use/kokunai/iryou/iryou.html>

HIDA研修生の診療に関する証明書		研修生No.9999999
氏 名XXXXXXXXXXXXXXXXXX		
受入企業 株式会社 ○○○工業		
研修期間 XXXX年XX月XX日 - XXXX年XX月XX日		
国・地域 XXXXXXXXXXXX		
生年月日 XXXX.XX.XX		性別 XXXX
発行年月日 XXXX年XX月XX日		

(財) 海外産業人材育成協会
(HIDA)